

緊急コロナ対策

使えるものをフル活用して有事を乗り切ろう！

※令和2年4月25日現在の内容であり、まだ詳細が決まっていないものや、内容が変わることがあることご了承ください

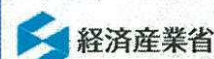


公的支援制度のご紹介！

もらおう！	借りる！	遅らせる！
<p>・特別定額給付金</p> <p>【内容】全国民一律 10 万円現金給付。</p> <p>【流れ】4 月 27 日時点の住所の市町村が窓口。ゴールデンウィーク明けから受付開始予定(市町村によって異なる)</p> <p>【留意点】受付開始後 3 か月以内に申請必要。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症特別貸付</p> <p>【内容】当初 3 年間は利子補給で実質無利子、最長 5 年間の据置期間。申し込み期限なし。十分な予算枠あるため。急がないと受け付けられないということはない。</p> <p>窓口 日本政策金融公庫 詳しくは 裏面をご覧ください</p>	<p>・所得税・法人税・消費税の納税猶予制度</p> <p>【内容】 令和 2 年 2 月以降で 1 か月の売上が前年と比べて概ね 20%以上減少していること。その他要件を満たせば延滞税も不要で 1 年猶予になる。</p> <p>令和 2 年 2 月 1 日以降の申告期限分が対象 事後申請可。</p>
<p>・持続化給付金</p> <p>【内容】2019 年と 2020 年の同月の売上比較で 50%以上減少した月があれば申請可能！法人上限 200 万円 個人事業主上限 100 万円 業種問わず 詳細は裏面をご覧ください。</p>	<p>・福祉資金「緊急小口資金」</p> <p>【内容】20 万円。住所地の社会福祉協議会に必要書類を提出、面談後承認されれば借用書を書いて申請。5日後に入金。</p> <p>翌年住民税が非課税世帯であれば、返済不要になる。</p>	<p>・厚生年金保険料の猶予</p> <p>上記の法人税等と同じように、売上 20%程度の減少があれば、1年間猶予できる。事後申請可。</p> <p>国民健康保険、介護保険、その他同様の制度あり。</p>
<p>・住居確保給付金</p> <p>【内容】収入が大きく減少し、貯金のない方が対象 申請して承認されれば 3 月から 9 ヶ月間 自治体が家賃を直接大家に支払う。世帯の人数により上限あり。</p> <p>上限は自治体により異なる。詳細は役場にお聞きください。</p>	<p>・総合福祉資金「生活支援費」</p> <p>【内容】 単身者 45 万円 2 人以上世帯 60 万円</p> <p>窓口は上記緊急小口資金と同じ住所地の社会福祉協議会。</p>	<p>名倉コメント</p> <p>少し前、クライアントの経理担当者から「従業員に給与の前払いをしてほしいと言われたのですが、当社はそのような規定がありません、何か公的な制度はありませんか？」と尋ねられました。そこでここにも取り上げている社協の制度を紹介しました。サラ金から借りる前に、会社に相談してくれたので、高い金利を払うことにはならなかったと思います。今回は事業主ではない個人の方が利用できる制度についても取り上げています。コロナの影響で困られている方が周りにおられましたら是非教えてあげてくださいね。</p> <p>本当に大変な事態になってしまいましたが、目の前のできることをやるしかありません。僕もできる限り外出は控えています。ここはじっとがまんですね。</p>

持続化給付金

に関するお知らせ



持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）

※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

支給対象

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が**前年同月比で50%以上減少**している者。
- ◆ 資本金10億円以上の大企業を除き、**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**を広く対象とします。
また、**医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人**についても幅広く対象となります。

相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口

0570-783183（平日・休日9:00～17:00）

裏面をよくあるお問合せにお答えします。

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の皆様へ

～支援が受けられる場合についてまとめました～

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の皆様へ、日本政策金融公庫や商工中金の新型コロナウイルス感染症特別貸付や、信用保証協会のセーフティネット保証・危機関連保証で資金繰りを支援します。

コロナ特別貸付やセーフティネット保証等があります

売上減少に伴い、
当面の運転資金を
調達したい方には

新型コロナウイルス感染症特別貸付は、当初3年間は、利子補給で金利負担が**実質的に無利子**となる制度です。※企業の規模に応じて上限があります。
セーフティネット保証または危機関連保証は、民間金融機関から融資を受ける際に最大2.8億円の保証を受けられる制度です。

コロナ特別貸付は、最長5年間の据置期間があります

既に受けた債務の
返済があるため、
追加の返済負担を
負いたくない方には

新型コロナウイルス感染症特別貸付で最長15年の運転資金を調達できます。**最長5年の据置期間**で、**当面元本返済が不要**です。また、当初3年間は、利子補給で金利負担が**実質的に無利子**になります。
※企業の規模に応じて上限があります。

コロナ特別貸付やセーフティネット保証等の対象からは外れません

業績悪化のため
既に受けた債務の
条件変更をしたが、
追加の運転資金を
調達したい方には

新型コロナウイルス感染症特別貸付やセーフティネット保証、危機関連保証は、既に受けた債務の**条件変更を行っていることだけを理由には支援対象から外れることはありません。**

取引金融機関等に既に受けた債務等の条件変更を相談ください

売上減少に伴い、
既に受けた債務の
返済ができない
方には

経済産業省は、金融庁や財務省とともに、各金融機関等に対して、**既に受けた融資の条件変更について、事業者の皆様の実情に応じて柔軟に対応するよう要請**しています。融資を受けている金融機関や、信用保証協会にご相談してください。

セーフティネット貸付や一般保証を活用して資金調達を検討ください

既存の仕入ルートが
ストップし、代わりの
ルートではコスト増、
売上減少が
見込まれる方には

日本政策金融公庫のセーフティネット貸付は、上限7.2億円まで、最大据置期間3年となっており、当面の返済負担を軽減できます。
また、信用保証協会の一般保証を利用して、民間金融機関から保証付きで借り入れることも可能です。

【資金繰り支援全般に関するお問い合わせ先】

中小企業 金融・給付金相談窓口
TEL: 0570-783183
（平日・土日祝日9:00-17:00）

本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。
<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

🔍 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

